

秘密保持誓約書

サンプル

フィッシュファームみらい合同会社 御中

当社は、フィッシュファームみらい合同会社（以下、「甲」という。）が運営する陸上養殖施設（福岡県豊前市大字八屋2463-9 九州電力株式会社 豊前発電所敷地内。以下、「本施設」という。）の視察（以下、「本視察」という。）にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

第1条（秘密保持の誓約）

当社は、本視察に際し、本施設の製造過程・設備・システム等に関するノウハウ等、甲から開示される一切の情報（以下、「秘密情報」という。）について、善良な管理者の注意をもって厳に秘密を保持するものとし、甲の書面による事前の承諾なく第三者に秘密情報を開示若しくは漏洩しません。

第2条（承諾を得ない使用の禁止）

当社は、甲から開示された秘密情報を、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、使用しません。

第3条（役員・従業員に対する開示）

当社は、前条の定めに拘わらず、自己の役員及び従業員に対し必要最小限の範囲内において秘密情報を開示出来るものとし、この場合、当社は秘密情報を知り得た当社の役員及び従業員（本施設を見学した従業員も含む。）に対して、その在職中及び退職後3年間、本誓約書に定める義務を負わせるものとし、

第4条（損害賠償）

当社は、当社又は当社の役員・従業員又は元役員・従業員が知り得た秘密情報において、本誓約書に違反したことにより本施設の設備・システムあるいは甲が損害を被った場合、そのすべての損害を賠償します。

第5条（秘密情報の破棄・返還）

当社は、甲から要求があった場合には、その指示に従い秘密情報（複製等をした場合には当該複製物等を含む。）を返却、又は破棄します。

2 甲から要請があったときは、前項に基づく当社の義務の履行が完了したことを証する書面を甲に提出します。

第6条（有効期間）

本同意書に定める甲の権利並びに義務は、前項に基づき秘密情報が返却若しくは破棄された場合に於いても消滅しないものとし、なお、本誓約書は、記載の日付から3年間効力を有するものとし、甲よりの申し入れがない場合はさらに1年延長されるものとし、以降も同様とします。

第7条（準拠法・裁判管轄）

本誓約書は、日本法に準拠して解釈されるものとし、

2 本誓約書により生ずる紛争について、訴訟の必要が生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに双方は合意するものとし、

令和 年 月 日

住 所：

社 名：

代表者名：

※取得した個人情報は本誓約書の履行にのみ使用することとし、他の目的には使用いたしません。